

地域密着型サービス事業所 指定申請の手引き

令和7年9月

渋谷区介護保険課

1 指定条件

(1) 人員、設備等基準の確認

事業者は「渋谷区指定地域密着型サービス事業等の運営に関する基準等を定める条例」に定める人員、設備及び運営基準に従い、サービスを提供しなければなりません。十分に基準を理解した上で事業計画を検討してください。

(2) 建築基準法・消防法等上の確認

①建物について建築基準法上の制限があります。

事前に建築課（03-3463-2729）へ相談してください。

②消防設備について消防法上の制限があります。

事前に所轄の消防署へ相談してください。

(3) 法人格の確認

地域密着型サービス事業の申請者は、法人格を有している必要があります。（複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護に限る。）については、病床を有する診療所を開設している者も可。）

社会福祉法人、医療法人、社団法人、財団法人、特定非営利活動法人などの法人設立は、東京都へ相談してください。（法人の種類によって所管部署が異なります。）ただし、社会福祉法人の設立を希望し、渋谷区に本部を置き、渋谷区内にのみ施設を有する場合は、地域福祉課指導検査係（03-3463-3362）へ相談してください。

2 事前協議について

指定申請書の提出前に、区との事前協議が必要となります。法人代表者もしくは事業所管理者など、事業開始について説明ができる方がご来庁ください。

(1) 対象

事前協議を行う時点で、原則として、次のア～エの要件を満たしている事業所

ア 法人格を有していること

※複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護に限る。）については、病床を有する診療所を開設している者も可。

イ 場所の確保が可能であること

ウ 建物の平面図（予定でも可）があること

エ そのほか、事業の実施にあたり必要な事項を満たしていること

(2) 受付

介護保険課事業所支援主査（03-3464-8003）に、電話で来庁予約をしてください。

事前協議受付時間：午前9時～午後3時（土・日・祝日除く）

受付場所：区役所5階 介護保険課窓口

※来庁予約の電話は、午前8時30分～午後5時（土・日・祝日除く）で受け付けます。

※予約をしていない場合は、事前協議に応じることができません。

（3）提出期限及び提出書類

①提出期限

事前協議は、渋谷区地域密着型サービス運営委員会の開催に合わせて受け付けます。

渋谷区地域密着型サービス運営委員会	事前協議受付期間
第1回（6月～7月頃）	1月4日～4月15日
第2回（10月下旬～11月上旬）	6月1日～9月15日
第3回（1月下旬～2月上旬）	10月1日～12月15日

※渋谷区地域密着型サービス運営委員会の開催時期は目安です。

※受付期間初日が土・日・祝日の場合は、直後の開庁日が受付開始となります。

※受付期間末日が土・日・祝日の場合は、直前の開庁日が受付期限となります。

②提出書類

渋谷区ホームページに掲載している「事前協議提出書類一覧」を確認の上、必要様式をダウンロードし、作成してください。

（4）審査及び結果通知

①計画の具体性、運営事業者の実績、事業所の基準等を審査します。

②介護保険法及びその他法令等に基づく公正かつ適正な介護サービスの確保と渋谷区介護保険事業計画で定める整備計画等との整合性を図るため、区民代表や学識経験者等で構成する渋谷区地域密着型サービス運営委員会で、事前協議内容について専門的な検討を行います。

なお、渋谷区地域密着型サービス運営委員会の意見については通知にてお知らせします。

③結果通知後に、事業計画（工事着工等）を進めてください。また、改善が必要な事項がある場合は、速やかに対応してください。

④近隣の住民等への説明会等を併せて行ってください。

3 指定申請について

事前協議の結果通知後、指定申請書類を提出してください。

（1）提出書類及び提出方法

渋谷区ホームページに掲載している「新規指定提出書類一覧」を確認の上、必要様式をダウンロードし、作成してください。

原則、電子申請・届出システム（[電子申請・届出システムについて | 介護 | 渋谷区ポータル](#) city.shibuya.tokyo.jp）よりご提出ください。

※電子申請が難しい場合は、個別にご相談ください。

(2) 提出期限

指定申請は、渋谷区地域密着型サービス運営委員会の開催に合わせて受け付けます。

原則、毎月1日に指定します。

渋谷区地域密着型サービス運営委員会	指定申請書類提出期限	指定日
第1回（6月～7月頃）	4月15日	8月～11月の1日
第2回（10月下旬～11月上旬）	9月15日	12月～2月の1日
第3回（1月下旬～2月上旬）	12月15日	3月～7月の1日

※渋谷区地域密着型サービス運営委員会の開催時期は目安です。

※受付期間初日が土・日・祝日の場合は、直後の開庁日が受付開始となります。

※受付期間末日が土・日・祝日の場合は、直前の開庁日が受付期限となります。

※提出受理は、指定の確約ではありません。

(3) 審査

①申請内容が人員、設備及び運営基準等を満たしているか審査を行います。

②必要に応じてヒアリングを行います。

③書類審査後、渋谷区地域密着型サービス運営委員会開催前までに、必要に応じて現地調査を行います。

※事前に、電話にて調査日時をお伝えします。

※現地調査の結果、申請内容との相違や設備に不備等があるときは、改善後に再度現地調査を行う場合があります。

④現地調査後、渋谷区地域密着型サービス運営委員会にて書類審査や現地調査の結果を報告し、検討を行います。

(4) 指定

指定要件を満たしていると判断された場合に指定を行い、法人あてに「指定通知書」を郵送で通知します。

※再発行はいたしませんので、大切に保管してください。

(5) 公示

渋谷区地域密着型サービス事業所に指定した旨を告示します。

(6) 情報提供

渋谷区の地域・社会資源情報検索システム等に指定事業所の情報提供を行います。

(7) 住居表示の届出

事業所を新築した場合または一部改築して出入口が変わった場合には、住居表示の届出が必要になりますので、事前に地域振興課施設係（03-3463-1639）へ相談してください。

4 留意事項

(1) 定款について

申請時に、定款の目的に提供するサービス事業が記載されており、法人の行う事業として位置付けられている必要があります。

(2) 登記簿謄本について

申請する事業目的が記載された3か月以内に発行の登記簿謄本（現在事項証明書又は履歴事項証明書のどちらでも可）が必要です。

(3) 事業所の準備体制の整備について

工事中、備品等未納入の場合は申請書の受理はできません。工事等完了後に申請をしてください。

(4) 厚生労働大臣が定める研修の受講について

事業開始前までに、厚生労働大臣が定める研修を修了していることが要件となっている従業者がいます。未修了の場合、指定することができませんのでご注意ください。

研修の詳細は、東京都ホームページ（[東京都認知症介護研修の概要 東京都福祉局 \(tokyo.lg.jp\)](http://www.tokyo.lg.jp)）をご確認ください。

	代表者	管理者	計画作成担当者 介護支援専門員
認知症対応型通所介護	—	○	—
認知症対応型共同生活介護	○	○	○
小規模多機能型居宅介護	○	○	○
看護小規模多機能型居宅介護	○（※）	○（※）	○

（※）保健師又は看護師の場合は、研修受講は不要。

5 事前協議及び指定申請に係る問合せ先

渋谷区福祉部介護保険課事業所支援主査

電話：03-3464-8003

FAX：03-5458-4934

6 地域密着型サービス事業所指定の事務手続きフロー

